

# 足利市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月23日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、足利市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として議員に対し政務活動費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議員の職にある者に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費の交付額は、年額600,000円とする。

- 2 政務活動費は、年度を四半期に分け、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対し、交付額を4で除して得た額（以下「基準額」という。）を各四半期の最初の月の末日（ただし、その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）に交付する。
- 3 四半期の途中において議員の任期が満了するときは、基準額を3で除して得た額（以下「算定額」という。）に当該四半期の最初の月から任期が満了する日の属する月までの月数を乗じて得た額の政務活動費を交付する。
- 4 四半期の途中において新たに議員となった者に対しては、議員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）から当該四半期の最後の月までの月数に算定額を乗じて得た額の政務活動費を交付する。この場合において、第2項の規定にかかわらず、月の初日に議員となった者に対しては当該月の末日に、それ以外の日に議員となった者に対しては当該日の属する月の翌月の末日に政務活動費を交付する。

(議員でなくなったときの政務活動費の取扱い)

第4条 政務活動費の交付を受けた議員が四半期の途中において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は、当月）から当該四半期の最後の月までの月数に算定額を乗じて得た額の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 議員は、政務活動費を別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書の提出)

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書等の証拠書類を添えて足利市議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

- 2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、前条第1項の規定により提出した収支報告書に係る当該報告の対象となった期間において交付を受けた政務活動費の総額から当該議員がその期間において第5条第2項の経費として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第8条 議長は、第6条第1項の規定により提出された書類を、当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。

(透明性の確保)

第9条 議長は、第6条第1項の規定により提出された書類について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月6日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月5日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の足利市議会政務調査費の交付に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成14年10月分以後の政務調査費について適用し、同年9月分までの政務調査費については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の足利市議会政務調査費の交付に関する条例により交付を受けた平成14年4月分から同年9月分までの政務調査費に係る収支報告書については、改正後の条例第6条第2項の規定にかかわらず、同年10月31日までに提出するものとする。

附 則 (平成17年6月22日条例第40号)

この条例は、公布の日の日から施行し、改正後の足利市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成17年4月分以後の政務調査費について適用する。

附 則 (平成18年3月27日条例第26号)

この条例は、平成18年4月1日から施行し、この条例による改正後の足利市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成18年度以後の年度分の政務調査費について適用する。

附 則 (平成20年3月25日条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行し、この条例による改正後の足利市議会政務調査費の交付に関する条例の規定は、平成20年度以後の年度分の政務調査費について適用する。

附 則 (平成20年9月22日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日条例第15号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月21日条例第38号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日条例第2号)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の足利市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の足利市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日条例第14号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	議員が市の事務、地方行財政等に関して調査研究及び調査委託を行うために要する経費
研修費	議員が研修会を開催するために要する経費及び議員が団体等の開催する研修会へ参加するために要する経費
広報費	議員がその行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員がその行う活動及び市政について住民から要望及び意見を聴取し、並びに住民相談等を行うために要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請及び陳情活動を行うために要する経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会その他会議へ議員が参加するために要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員の雇用に要する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費